

公共交通機関の利用促進

地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み
 ■ 交通政策基本計画に位置付けられた取組みの
 推進

【継続】交通政策部

平成 25 年 12 月 4 日に交通政策基本法が公布・施行され、同法に基づき、平成 27 年 2 月 13 日に交通政策基本計画が閣議決定されました。

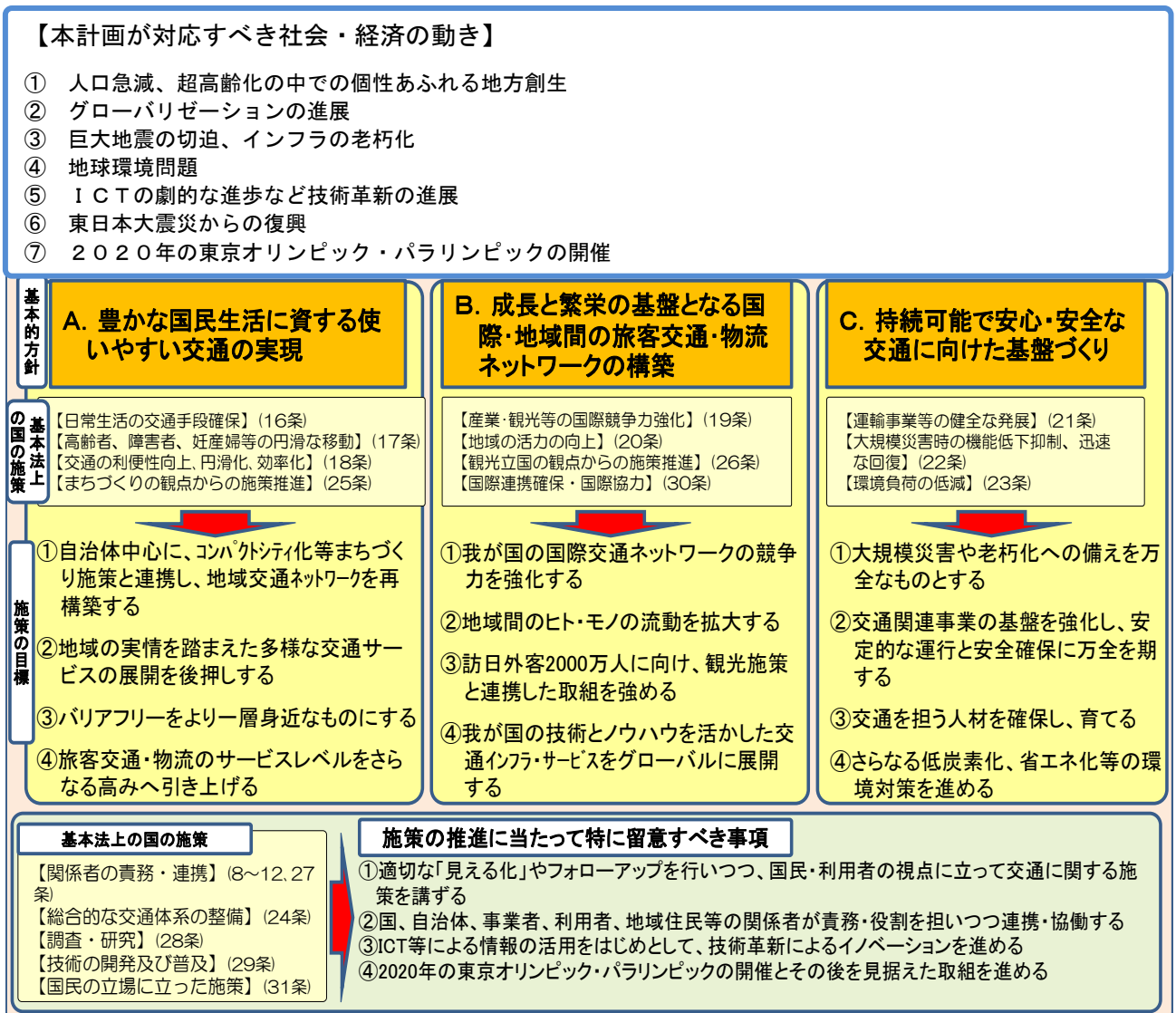
当該計画においては、

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現、
- B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築、
- C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

の 3 つの基本的方針に沿って、国が取り組むべき施策とこれらに対する目標等が位置付けられているところです。

中国運輸局では、当該計画に位置付けられている目標の達成に寄与すべく、取組みを推進していきます。

交通政策基本計画の概要



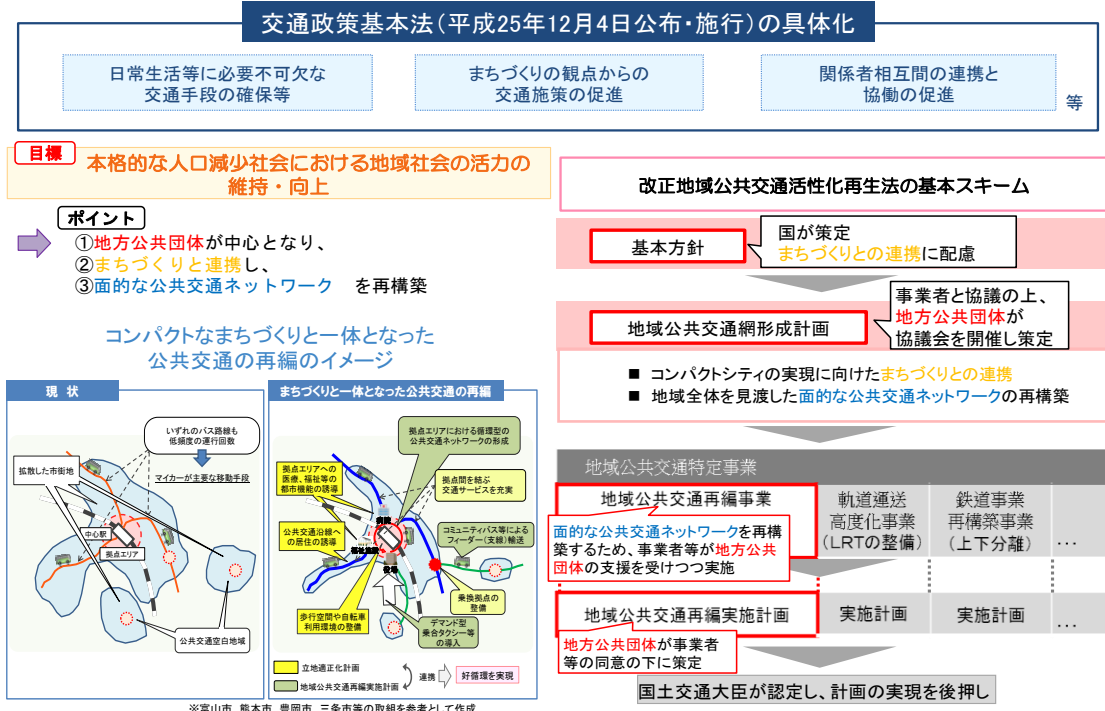
公共交通機関の利用促進

地域公共交通の確保・活性化に向けた取り組み
 ■持続可能な公共交通ネットワークの構築
 【新規】交通政策部

平成 26 年 11 月 20 日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

本法律においては、交通政策基本法の基本理念に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携を図りながら、面的に公共交通ネットワークを再構築するための枠組みとして、地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画等が新たに位置付けられました。

改正地域公共交通活性化再生法（平成26年11月20日施行）の概要



【27 年度実績】

地域公共交通網形成計画については、鳥取県西部地域、島根県大田市、岡山県井原市、瀬戸内市、広島県東広島市、廿日市市、江田島市、三次市、大崎上島町、坂町、山口県山陽小野田市、宇部市、周南市が策定しました。

【27 年度実績に対する評価】

中国運輸局管内では、13件の地域公共交通網形成計画が策定されました。中国運輸局としては、策定した地方公共団体に対して、法令等に記載されている記載事項等、必要な要件が含まれているかなどの観点から助言・サポートを行いました。

【28 年度施策】

引き続き、中国運輸局管内の地方公共団体において、持続可能な公共交通ネットワークの構築が図られるよう、地方公共団体等と緊密に連携を図りながら、案件形成に努めていきます。

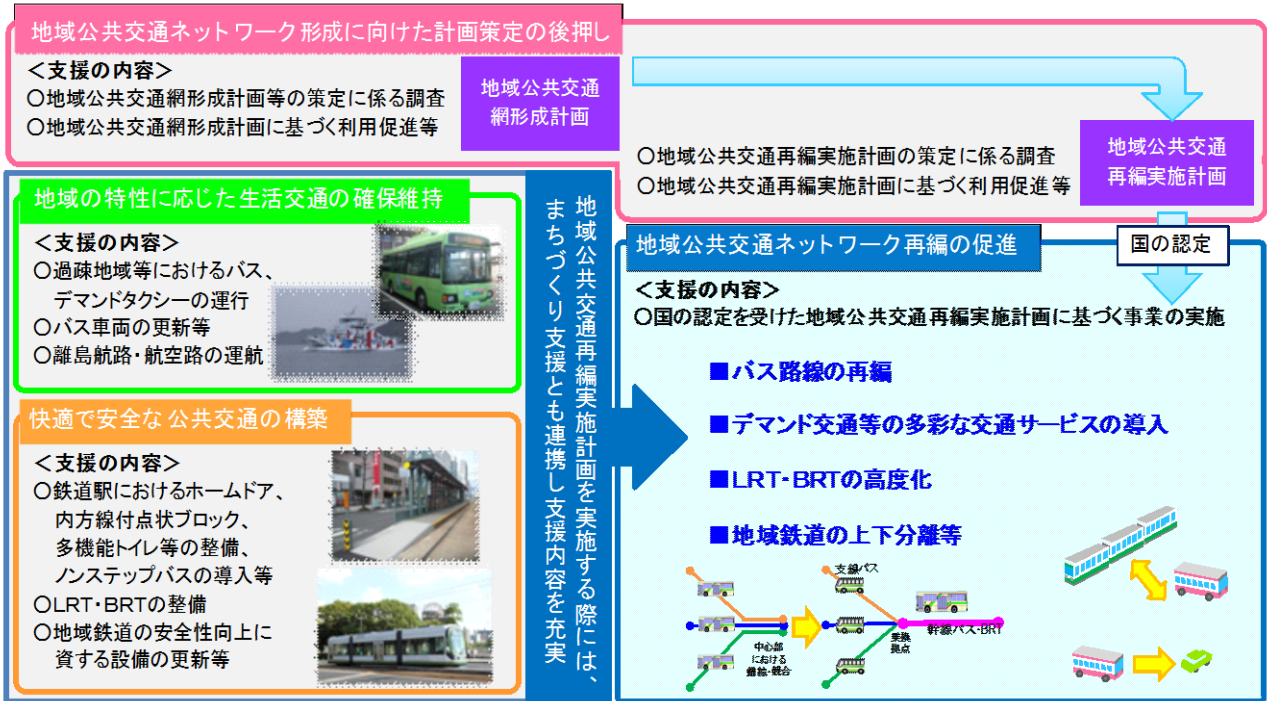
公共交通機関の利用促進

地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

■地域公共交通確保維持事業の推進

【継続】交通政策部、鉄道部、自動車交通部、海事振興部

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供されるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援します。



【27年度実績】

事業メニュー		補助実績	
地域公共交通確保維持事項	陸上交通	幹線系統運行費	5 協議会 182 系統
		フィード-系統運行費	32 協議会 161 系統
	離島航路	車両減価償却	21 事業者 213 両
		離島航路運営費	3 協議会 20 航路
地域公共交通バリア解消促進等事業	バリアフリー	船舶の代替建造	1 協議会 1 航路
		鉄道駅の移動円滑化	1 事業者 6 駅
	利用環境改善促進	バス・タクシー車両の移動円滑化	16 事業者 52 台
		LRT システム整備（鉄道）	2 事業者
		バスケーションシステム導入等	1 団体 1 事業者
鉄道安全	安全性向上設備整備等	8 事業者	
調査等事業	調査事業	計画策定	16 協議会
	地域協働推進事業	利用促進策	3 協議会

※ 交通系 IC カード、ロケーションシステムの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、平成 28 年度より訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援

【27 年度実績に対する評価】

地域公共交通確保維持改善事業に取り組む各地域においては、地域ニーズに基づき策定された生活交通確保維持改善計画の目標達成に向け、最適な移動手段の確保・維持が着実に進められました。

各協議会は市町村等が中心となり、住民・利用者代表、交通事業者等の関係者と連携する中で、地域公共交通の確保・維持・改善を図る新たな工夫が生まれるなど支援による効果が出てきています。

また、地域公共交通を単なる交通としてとらえるだけでなく、地域の多様な関係者と連携することで地域の活性化を図るためのものとしてとらえる意識が各地域において浸透してきていると考えます。

【28 年度施策】

多様な関係者による議論を経た最適な公共交通の確保・維持・改善を図る各地域の取組みを引き続き支援していきます。